

○ 災害を直接の原因とする普通財産の貸付料の減免措置の取扱いについて

平成 23 年 6 月 8 日  
財 理 第 2 6 0 8 号

改正 平成 25 年 12 月 12 日 財理第 5697 号  
令和 元年 6 月 28 日 同 第 2319 号  
同 2 年 1 月 31 日 同 第 325 号  
同 3 年 9 月 21 日 同 第 3258 号  
同 5 年 12 月 22 日 同 第 3436 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

普通財産貸付事務処理要領（平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1308 号通達）第 1 節の第 3 の 2 貸付料の減免措置を講ずる場合の取扱いについては、下記により処理することとしたので、通知する。

記

第 1 適用範囲

風水害その他の災害を直接の原因とする被害等により使用不可能となった貸付財産

第 2 貸付料の減免措置

貸付中の財産が、風水害その他借受人の責に帰することができない事由により被害を受けた場合には、次により処理するものとする。

1 貸付期間不算入措置

冠水等のため財産使用不可能と認められる期間（注）が生じた場合には、当該期間を貸付料算定期間に含めない。

（注）津波による家屋の流失、地震による建物の倒壊、ライフラインの使用不能など。

(1) 通常使用不可能と認められる期間

貸付の目的とする用途としての使用が開始されるまでの期間又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく避難の勧告、指示又は警戒区域の設定がなされ解除されるまでの期間

なお、貸付中の農地にあつては、次の期間を含む。

① 津波による塩害等により物理的に耕作できない場合には、災害発生の日から耕作を開始した日の前日までの期間

② 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づき出荷制限又は摂取制限の指示を受けた作物を耕作している場合には、災害発生の日から出荷制限又は摂取制限が解除された日までの期間

③ 地方公共団体が災害に起因して作付け制限等の期間を設けた場合には、当該制限中の期間

(2) 不算入期間の始期 財産の使用が不可能となった日

(3) 不算入期間の終期 財産の使用を再開した日（注）の前日（財産の使用を再開した日の前日が、通常使用不可能と認められる期間の最終日よりも早い場合には、通常使用不可能と認められる期間の最終日）

（注）建替・修繕工事の着工日、耕作を開始した日等

(4) 不算入期間の限度 最長 2 年間を限度とする。ただし、大規模な災害の被災地

における借地借家に関する特別措置法（平成 25 年法律第 61 号）に基づく特定大規模災害として指定され、同法第 4 条の措置が適用された被災地については、使用開始に至らない理由が事情止むを得ないと認められる場合に限り、当該措置を指定した政令の施行の日から 3 年を超えない範囲で延長することができる。

## 2 損害率による貸付料の減額措置

国有建物が、災害により一部滅失又はき損した場合には、当該滅失又はき損した割合（以下「損害率」という。）に応じ、原状回復するまでの間貸付料を減免することとする。なお、損害率の算定に当たっては、相手方からの事情聴取、現地調査を行う等、実情を十分斟酌すること。

### (1) 損害の認定

#### ① 市区町村長の罹災証明の交付を受けている場合

罹災証明のなかの罹災状況の区分（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）による。

#### ② 市区町村長の罹災証明の交付を受けることが困難な場合

相手方が災害により直接被害を受けていれば、現地調査に基づき、被害の状況に応じ、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊に区分する。

罹災状況	被害の状況
全壊	建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が 70%以上
大規模半壊	建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が 50%以上 70%未満
半壊	建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が 20%以上 50%未満
一部損壊	建物の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ面積に占める割合が 20%未満

### (2) 損害率

次に掲げる率とする。なお、全壊は貸付期間不算入措置を講じる。

罹災状況	損害率
全壊	100%
大規模半壊	70%
半壊	50%
一部損壊	20%

### (3) 減額期間の始期と終期

#### ① 貸付期間不算入に引き続き本措置を適用する場合

イ 減額期間の始期 不算入期間の翌日

ロ 減額期間の終期 国有建物の修繕が完了した日の前日

#### ② 貸付期間不算入措置を取らずに本措置のみ適用する場合

イ 減額期間の始期 災害発生の日

ロ 減額期間の終期 国有建物の修繕が完了した日の前日

### 第3 貸付料納付の場合の取扱い

貸付期間不算入措置又は損害率による貸付料の減額措置を講ずる場合において、被害時以後の期間に係る貸付料が既に納付済のときは、以降の支払期において充当又は還付するものとする。

### 第4 事務処理について

#### 1 申請

- (1) 貸付料の減免措置は、原則として貸付相手方から別紙1「国有財産貸付料の減免措置申請書」を提出させ、申請に基づき行う。

申請の際、原則として罹災証明書の写しを徴求することとするが、罹災証明書の交付を受けることが困難な場合には、損壊部分の写真の提出をもって、これに代えることができる。

また、被災状況により貸付相手方からの申請が困難なときは、貸付財産の現況及び相手方の意向を聞き取りで確認し、別紙2別添の「被害状況及び意向確認調査票」（以下「調査票」という。）に取りまとめ、上記第2「国有財産の貸付契約について」に定める条件に該当する場合は、貸付料減免に係る申請があったものとみなす（以下「みなし申請」という。）。なお、「みなし申請」の場合であっても、後日、貸付相手方より罹災証明書の写し又は損壊部分の写真を提出させるものとする。

- (2) 被災地に貸付財産が所在し、かつ災害発生後、貸付料が未納となっている貸付相手方については、返信用封筒を同封の上、別紙2及び調査票を送付するものとする。

返信がない場合は、適宜電話連絡又は現地調査（ドローン等のデジタル技術を活用した調査を含む。以下同じ。）を実施し、貸付相手方と接触のうえ、減免措置に該当する場合には、申請を受け付けるものとする。

- (3) 上記通知文書が配達困難等の理由で返戻された貸付相手方に対しては、定期的に電話連絡又は現地調査を実施するなど、貸付相手方との接触を図り、減免措置に該当する場合には、申請を受け付けるものとする。

- (4) 貸付相手方からの聞き取り調査、折衝状況及び郵便物の到達状況等は、「被災状況調査進行管理表」に記録するなどの確に進行管理を行うものとする。

#### 2 処理方法

- (1) 貸付相手方からの申請又は「みなし申請」に基づき、「貸付期間不算入措置」、「損害率による貸付料の減額措置」又は「貸付期間不算入に引き続き損害率による貸付料の減額をする措置」のいずれかの処理を行い、契約担当官より貸付料減免に係る文書「国有財産の貸付契約について」（別紙3の1～3）を貸付相手方に通知するものとする。

なお、これらの措置に伴い、徴収担当課へ債権異動通知を行うこととするが、貸付変更契約の締結及び国有財産総合情報管理システムの入力は不要とする。

また、現地調査等によってもなお相手方の所在が分からず、接触できない場合には、相手方からの連絡を待ち、それまでの間処理を保留する。

- (2) 不算入期間に係る貸付料が既に納付済である場合は、過納額については、原則として充当により処理することとする。

なお、相手方から還付による処理の申出があった場合には、還付により処理することとする。

- (3) 貸付期間不算入措置又は損害率による貸付料の減額措置の期間が満了する概ね半年前に別紙4「国有財産の使用に関するお尋ね」により、相手方に対して期間が満了する旨通知した上で、今後、国有地の使用予定がない場合には、国有地の返還を求めるものとする。

## 第5 財産の返還

### 1 返還手続き

貸付相手方が被災により借受を継続できないとして返還を申し出た場合においては、返還届の提出の有無にかかわらず、申出があった日をもって返還されたものとみなす。

ただし、紛争を避けるため、後日返還届を提出させるものとし、未利用等への管理態様の変更は、返還届の提出をもって行うこととする。

なお、貸付相手方が死亡した場合においては、原則として、法定相続人全員に意思確認を行うものとする。

### 2 原状回復

1の場合において、周辺の被災状況、原状回復の実例及び公平性等を勘案し、原状回復させることが適当ではないと判断するときは、貸付契約書の規定にかかわらず原状回復を行わせることなく、財産の返還を受けることができるものとする。

## 第6 本省承認

本通達により処理することが適当でない認められる場合には、その理由を付した処理案により理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

## 第7 書面等の作成・提出等の方法

### 1 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

### 2 電子メール等による提出等

(1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

(2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

### 3 適用除外

上記1及び2の措置は、本通達記第4-1-(1)に規定する「別紙1」を提出させる場合については適用しないものとする。

(別紙1)

令和〇年〇月〇日

財務(支)局(事務所・出張所)長 殿

住所(又は所在地)

氏名(又は名称)



国有財産貸付料の減免措置申請書

下記 1 の国有財産について、下記 2 により使用が不可能となったことから、貸付料の減免措置の承認を得たく申請します。

記

1. 国有地(国有建物)の表示  
所在地  
種目(構造)  
数 量
2. 使用不可能の原因となった天災等
3. 被災の状況  
別添「被害状況及び意向確認調査票」のとおり

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

(別紙 2)

【被害状況及び意向確認調査票送付文書】

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

(貸付相手方) 殿

財務(支)局(事務所・出張所)長

### 国有財産の貸付契約について

この度の災害による被災に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

さて、あなたと国有財産貸付契約を締結しています下記の財産につきましては、災害による被災状況並びに災害以降の使用状況を確認いたしたく、次の調査にご協力下さるようお願い申し上げます。

同封しております別添の調査票にご記入のうえ、返信用封筒により、令和 年 月 日までに〇〇財務事務所までお送り願います。

なお、国有地上の建物の損壊等により、貸付財産が使用不可能と認められる期間につきましては、貸付料を減免しますので、復旧作業などでお忙しいところ恐縮ですが、期限までにご返送下さい。

### 記

貸付財産

所在地	〇〇市△△町
区分	土地
数量	×××m <sup>2</sup>

連絡先	〒 〇〇市△△町
	〇〇財務局管財部統括国有財産管理官
	上席国有財産管理官 □□□□
	電話

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

## 被害状況及び意向確認調査票

このたびの地震で被災した方に対し、お貸ししております国有地や建物の被害状況について、詳細に確認する必要がありますので、把握している限りで、下記の質問にご回答ください。（該当記号に「○」をつけてください。）

### 1. 現在の状況

#### (1) 連絡先

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先（転居・避難先など） \_\_\_\_\_

（ \_\_\_\_\_ 様方）

電話（ \_\_\_\_\_ ） 携帯（ \_\_\_\_\_ ）

その他連絡事項

（ \_\_\_\_\_ ）

（注）転居先の電話が親戚の家などである場合には、家主のお名前を

「（ \_\_\_\_\_ 様方）」と、ご記入ください。

#### (2) 震災以降の居住状況について

イ 国有地に引き続き居住している

ロ 一時、避難をしていたが、今は居住している

（ 避難期間  
令和 年 月 日～令和 年 月 日 ）

ハ 震災以降、現在も避難を続けている

## 2. 国有地上のあなた（又は国）の建物について

### （1）罹災証明の有無

今回の震災による建物の被害に関し、市区町村長から罹災証明を受けておりますか。

イ 受けている    ハ 受けていない

（注）罹災証明を受けている方におかれましては、本調査票を返送する際に、罹災証明書の写しを同封してください。

罹災証明書の交付を受けることが困難な場合には、損壊部分の写真を同封してください。

### （2）被災の程度

建物の被災状況をご回答ください。

罹災証明を受けている方は、証明書に記載された内容でご回答ください。

イ 損害なし    ロ 全壊    ハ 大規模半壊    ニ 半壊  
ホ 半壊ではない（一部損壊）

その他（上記以外の状況があればご記入ください）

( )

（注）被災程度の考え方

全        壊：建物の延床面積の損壊が7割以上

大規模半壊：建物の延床面積の損壊が5割から7割未満

半        壊：建物の延床面積の損壊が2割から5割未満

一 部 損 壊：建物の延床面積の損壊が2割未満



### 3. ライフライン（電気・ガス・水道）の状況について

#### (1) 電気の状況（計画停電を除く）

イ まだ復旧していない

（復旧見込時期 令和 年 月頃）

ロ 回復している

（使用不可期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

ハ 震災後も通常通り使用可能である。

#### (2) ガスの状況

イ まだ復旧していない

（復旧見込時期 令和 年 月頃）

ロ 回復している

（使用不可期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

ハ 震災後も通常通り使用可能である。

#### (3) 水道の状況

イ まだ復旧していない

（復旧見込時期 令和 年 月頃）

ロ 回復している

（使用不可期間  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

ハ 震災後も通常通り使用可能である。

#### 4. 財産の返還について

イ 引き続き借受を希望     財産返還を希望

#### 5. 今後について（借地契約の方のみ）

建替（又は大規模修繕）の予定はありますか。

イ 当分の間、予定はない

ロ 1年以内に再築（又は大規模修繕）の予定

（開始時期 令和 年 月 日頃）

ハ 現在、建替（又は大規模修繕）中である

（竣工予定 令和 年 月 日頃）

ニ 既に、建替（又は大規模修繕）済である

（竣工日 令和 年 月 日）

ホ その他



（注）現時点で予定がない場合でも、建替（又は大規模修繕）には  
当財務事務所において手続きが必要となりますので、予定が決  
まった段階で、ご連絡ください。

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正すること。

回 答 日	令和 年 月 日
-------	----------

## 被害状況及び意向確認調査票（農地）

このたびの地震で被災した方に対し、お貸ししております国有地の被害状況について、詳細に確認する必要がありますので、把握している限りで、下記の質問にご回答ください。（該当記号に「○」をつけてください。）

### 1. 現在の状況

連絡先

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先（転居・避難先など） \_\_\_\_\_

（ \_\_\_\_\_ 様方）

電話（ \_\_\_\_\_ ） 携帯（ \_\_\_\_\_ ）

その他連絡事項 {

（注）転居先の電話が親戚の家などである場合には、家主のお名前を「（ \_\_\_\_\_ 様方）」と、ご記入ください。

## 2. 国有農地について

国有農地の被災状況をご回答ください。(複数回答可)

イ 損害なし    口 水没等使用不可

ホ 作付け作物等が出荷制限・摂取制限の対象となっている

(「ホ」と回答した場合には下記の質問にご回答ください)

① 出荷制限・摂取制限の品目を教えてください。

A 非結球性葉菜類    B 結球性葉菜類

C アブラナ科花蕾類    D カブ    F 原乳    G その他

具体的な作物名を教えてください。

( )

② 「①」で回答した品目について、国有地上で作付けしている面積を、教えてください。

A 全面積で作付け

B 一部の面積で作付け

( \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>を作付けしている。)

その他 (上記以外の状況があればご記入ください)

( )

## 3. 財産の返還について

イ 引き続き借受を希望    口 財産返還を希望

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

(別紙3の1)

【貸付期間不算入措置に係る通知文書】

文 書 番 号  
令和〇年〇月〇日

(貸付相手方) 殿

財務(支)局(事務所・出張所)長

### 国有財産の貸付契約について

この度の災害による被災に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

さて、あなたと国有財産貸付契約を締結しています下記1の財産につきましては、災害等により令和〇年〇月〇日以降財産が使用不可能となったことから、下記2の期間につきましては貸付料の計算上貸付期間に算入しません。そのため、この期間に係る貸付料を支払う必要がありませんので、その旨通知致します。

なお、使用再開の日より貸付料をいただくこととなりますので、今後、国有地上で建替工事を行う際には(貸付財産を再び使用される際には)、事前に当局管財部統括国有財産管理官までご連絡下さい。

【徴収担当と相談の上、未納付者に記載】

なお、令和〇年〇月〇日から△△日までの期間の貸付料〇〇〇円については、次回納付期日(〇月〇日)に併せて徴収させていただきますのでご了承下さい。

【徴収担当と相談のうえ、納付者に記載】

なお、あなたは、令和〇年〇月〇日から△月△日までの貸付料を既に納付していただいています。過納額につきましては、不算入期間経過後の貸付料に充当させていただきますのでご了承下さい。

### 記

#### 1. 貸付財産

所在地 〇〇市△△町  
区分 土地  
数量  $\times \times \times \text{m}^2$

#### 2. 期間 令和〇年〇月〇日より2年間

(ただし、上記期間中に国有地上で建替工事を開始した(貸付財産の使用を再開した)場合には、その日の前日まで)

連絡先 〒 〇〇市△△町  
〇〇財務局管財部統括国有財産管理官  
上席国有財産管理官 □□□□  
電話

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

(別紙3の2)

【損害率による貸付料の減額に係る通知文書】

文 書 番 号  
令和〇年〇月〇日

(貸付相手方) 殿

財務(支)局(事務所・出張所)長

国有財産の貸付契約について

この度の災害による被災に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

さて、あなたと国有財産貸付契約を締結しています下記 1 の財産につきましては、災害等により家屋が毀損されましたので、下記 2 の期間につきましては貸付料を〇割減額しますので、その旨通知致します。なお、家屋の修繕を了した日以降は通常の貸付料をいただくこととなりますので、ご了承下さい。

【徴収担当と相談のうえ、未納付者に記載】

なお、令和〇年〇月〇日から△△日までの期間の貸付料〇〇〇円については、次回納付期日(〇月〇日)に併せて徴収させていただきますのでご了承下さい。

【徴収担当と相談のうえ、納付者に記載】

なお、あなたは、令和〇年〇月〇日から△月△日までの貸付料を既に納付していただいています。過納額につきましては、減額期間経過後の貸付料に充当させていただきますのでご了承下さい。

記

1. 貸付財産

所在地 〇〇市△△町  
区分 土地  
数量  $\times \times \times \text{m}^2$

2. 期間 令和〇年〇月〇日より 2 年間

(ただし、上記期間中に国有建物の修繕が完了した場合には、その日の前日まで)

連絡先 〒 〇〇市△△町  
〇〇財務局管財部統括国有財産管理官  
上席国有財産管理官 □□□□  
電話

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

(別紙3の3)

【貸付期間不算入に引き続き損害率による貸付料の減額措置を行う場合の通知文書】

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

(貸付相手方) 殿

財務(支)局(事務所・出張所)長

### 国有財産の貸付契約について

この度の災害による被災に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

さて、あなたと国有財産貸付契約を締結しています下記1の財産につきましては、災害等により財産が使用不可能となったことから、下記2の期間に係る貸付料を支払う必要がありません。また、地震等により家屋が毀損されましたので、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間につきましては貸付料を〇割減額しますので、その旨通知致します。

なお、家屋の修繕を了した日以降は通常の貸付料をいただくこととなりますので、ご了承下さい。

【徴収担当と相談のうえ、未納付者に記載】

なお、令和〇年〇月〇日から△△日までの期間の貸付料〇〇〇円については、次回納付期日(〇月〇日)に併せて徴収させていただきますのでご了承下さい。

【徴収担当と相談のうえ、納付者に記載】

なお、あなたは、令和〇年〇月〇日から△月△日までの貸付料を既に納付していただいています。過納額につきましては、不算入期間経過後の貸付料に充当させていただきますのでご了承下さい。

### 記

#### 1. 貸付財産

所在地	〇〇市△△町
区分	土地
数量	×××㎡

#### 2. 期間 令和〇年〇月〇日より2年間

(ただし、上記期間中に国有建物の修繕が完了した場合には、その日の前日まで)

連絡先 〒 〇〇市△△町

〇〇財務局管財部統括国有財産管理官

上席国有財産管理官 □□□□

電話

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

(別紙 4)

文 書 番 号  
令和〇年〇月〇日

(貸付相手方) 殿

財務(支)局(事務所・出張所)長

国有財産の使用に関するお尋ね

あなたと国有財産貸付契約を締結しています下記 1 の財産につきましては、先の「(〇〇 災害名)」により、あなたが国有地上に所有していた建物(又はあなたが賃借していた国有建物)は滅失し、貸付財産は使用不可能となっております。

一方で、令和〇年〇月〇日より貸付期間不算入(貸付料の減額)の措置をとっておりますが、当該措置は下記の 2 の日をもって終了します。

貸付期間不算入(貸付料の減額)の措置の終了後は、通常どおり貸付料の支払いをお願いすることになりますので、今後、国有地を使用しない場合には、国有地の返還をご検討ください。

返還の意向がある場合には、下記の担当者に御連絡ください。

記

1. 貸付財産

所在地	〇〇市△△町
区分	土地
数量	×××m <sup>2</sup>

2. 貸付期間不算入(貸付料の減額)の終期 令和〇年〇月〇日

連絡先 〒 〇〇市△△町  
〇〇財務局管財部統括国有財産管理官  
上席国有財産管理官 □□□□  
電話

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。









